

# 令和4年度 第73回 定時総会 議案書

日時：令和5年6月6日（火）

場所：スイスホテル南海大阪

## 第73回定時総会

### 議案審議題目

- |        |                     |        |
|--------|---------------------|--------|
| ① 1号議案 | 令和4年度事業報告           | P2～P8  |
| ② 2号議案 | 令和4年度収支決算報告         | P8～P10 |
|        | (4年度予算・実算) および 監査報告 | P10    |
| ③ 3号議案 | 令和5年度事業計画案          | P11    |
| ④ 4号議案 | 令和5年度収支予算案          | P8～P10 |

なんさん通り商店会

## 第 73 回定時総会資料

### 1. 令和 4 年から令和 5 年への経済動向

令和 4（2022）年度は、年初より新たな新型コロナウイルスの派生株であるオミクロン株が猛威をふるい始め 2 月中旬には『第 6 波』となり 2 月 7 日には新規感染者数が 10 万人を突破し 37 都道府県に蔓延防止措置が発出されました。しかしこのオミクロン株は感染力が従来のデルタ株の数倍はあるものの毒性は弱く、重症化率が低い為、病床使用率がデルタ株型より低く抑えられたこともあり、デルタ株型の数倍の感染者数がありながら緊急事態宣言が発出されることはなかったようです。しかし従来の新しい株のように急速に縮小することはなく、だらだらと感染者数が続く状況があり 7 月～8 月には第 7 波が押し寄せ 8 月 19 日には 1 日の感染者数が 26 万人超と過去最高を記録しました。その後 12 月～1 月にかけて第 8 波が押し寄せましたがこの波は 1 月 6 日に 24 万人強を記録した後は 3 月末まで漸減が進みました。それにより政府は新型コロナウイルス感染症の 2 類から 5 類への分類変更やマスク着用の個人判断への移行等が宣言され実施されました。

それに伴い日本への渡航制限も大きく緩み、特に韓国・台湾・シンガポール・タイ・ベトナム等の東南アジアやヨーロッパ・北アメリカ等の欧米からの観光客が本年 3 月から急増してきました。インバウンドは 2019 年 7 月には 1 カ月あたり 299 万人に達していましたが、2020 年 2 月以降急速に減少し 2020 年 4 月末に初めて緊急事態宣言が発出、そして東京オリンピックの 1 年延期が決定され、2020 年以降はインバウンドが壊滅的な状態となりました。2021 年の東京オリンピックも経済にとっては『焼石に水』状態で、その後、政府は内需を支える為、支援金等の拡充を矢継ぎ早に打ち出し、なんとか個人消費の嵩上げを計りました。

そんな中で 2022 年を迎え今度は『ロシアによるウクライナへの軍事侵攻』という経済的にも大きなインパクトを持つ事態が発生し、西側諸国のロシアへの経済制裁とそれに対抗するロシアのエネルギー封鎖による物価上昇の波が世界的な規模で各国におしよせました。欧米諸国では経済の混乱が引き起こされましたが、日本ではこれにより『円安』が進行し、デフレ状態にあった経済が穏やかなインフレへと転換されることになりました。今、現在、日本経済は外的要因により経済成長への大きな足掛かりが見えてきた状況になっております。今年こそは新型コロナウイルス感染症による大きな打撃から本格的に立ち直る年となることを期待してゆきたいと思えます。

### 2. 令和 4 年度なんさん通り商店会の活動

当商店会は、『なんさん通り商店街の活性化』をはかる為、『なんば駅前広場』の構築による新たな街づくりを事業の核に位置付け、周辺町会や周辺商店会、近隣の主要企業や町会等 26 団体と連携し、「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」を設立し 12 年前の 2011 年より積極的に活動を展開してまいりました。そしてついに本年（2023 年）11 月に『なんば駅前広場』の仮オープンを、

そして2025年3月の『関西万博』開催前にはなんさん南北通りの改修が完成し『なんば広場』のグランドオープンを迎える予定で工事が進められています。

上記の協議会より委嘱を受けた『なんば広場マネジメント法人設立準備委員会』(南海電鉄(株)・(株)高島屋・戎橋筋商店街振興組合・なんさん通り商店会・(株)マルイ)が中心となって大阪市・大阪府警等行政を始め様々な関係方面と今後の広場の管理について最終の協議・調整を行っているところでございます。新型コロナウイルス感染症により計画がかなり遅れてはありましたが、昨年11月8日よりようやく御堂筋からの車両が止められ、また難波中2丁目交差点と戎橋筋・南海通り交差点間のなんさん南北通りも大幅な交通規制が開始され、『なんば広場』や『なんさん南北通りの歩道拡幅とファサードの整備』に向けて工事が開始されました。また一方4年前からなんさん通りの都市景観に関する協定の問題を取り上げて議論してまいりましたが、本年3月には大阪市へ協定案を提出いたしました。そして同時に東西通りの整備についても議論をすすめてゆくこととして昨年7月と本年3月に東西通りの整備計画について意見を皆様より頂戴し、大阪市の関連部署への相談を開始しております。2023年度中に周辺地域を含めて大多数の方に『東西通りの歩道拡幅(無電柱化)と一方通行化』に賛同を得られるならその計画を早急に進めることができ、2030年には東西通りも無電柱化による歩道拡幅と、一方通行化が実現出来るとの方向を示して頂いております。

商店会としては周辺地域を含めた『難波千日前日本橋まちづくり協議会』を立ち上げ多くの人たちに賛同を求めてゆく計画です。

また一方、商店街の魅力の向上の為にイベントも昨年は久しぶりに取り組みました。2年前に応募いたしました『GOTO 商店街』企画が中小企業庁に採択されながら新型コロナウイルス感染症により延期になっておりました『NANSAN LOVE イルミネーション』を復活実施しました。しかしなんさん通りは状況が大きく変化(車両規制と駅前広場工事により)していたしましたので、一からの企画練り直しとなり実施期間が大幅に短縮されたのは心残りではありましたが、久々のイルミネーション明かりがなんさん通りに輝いて驚くほどのインパクトを人々に与え『なんさん通り』のブランド化に大きく貢献いたしました。

11月に予定される広場オープンで場所があれば再挑戦したいと思っております。

■**会員数の状況(令和5年4月1日現在)** 会員店舗 86 店舗社 (令和4年度退会5店舗社・新規加入3店舗社)

#### 令和4年度新会員

○楽天モバイル難波なんさん通り店 ○日鉄興和不動産(株) ○はなはなボッチャ・ネオナンバだもん

#### 令和4年度退会会員

●とんこつラーメンなんば金福 ●TORQUE ●GALLERY RARE ●無印良品 難波店 ●銀泉駐車場(ビーロット)

敬称略

## 第1号議案 令和4年度事業報告

### 1 総会

#### △ 令和3年度第72回定時総会

時 令和4年6月1日(水)午後4時～ 於 ロイヤルクラシックホテル  
出席会員 28 会員・委任状提出 32 会員・議決権行使会員 13 会員  
(参加会員数 73 会員/総会員数 88 会員)

#### 議案

- ① 1号・2号議案 令和3年度事業報告並びに収支報告・監査報告  
……原案通り可決承認
- ② 3号議案 役員選挙に伴い前役員全員の重任についての審議  
……選挙決定通り承認 後 役員間推選  
による木村氏の会長続投について承認
- ③ 4号議案 令和4年度事業計画案・令和4年度収支予算案について  
……原案通り可決承認

議案審議終了後 『なんば駅前広場』『なんさん南北通り』空間再編成事業の  
コンサルティング会社 HBP (ハートビートプラン) の代表者 泉 英明氏  
による講演 (なんば駅前道路空間の再編成は街にどんな変化をもたらすか?  
—超最新のニューヨークタイムスクエアを例にして) の講演が行われました。

### 2 役員会

- ① 令和4年4月28日 第1回役員会 於 商店会事務所  
1) 役員選挙結果についての報告及び全員再任予定の確認  
2) 関連団体報告 (広場マネジメント法人幹事会・安全安心にぎわいのま  
ちづくり協議会・浪速区商連 (大阪市商連) 常任理事会・ミナミまち育  
てネットワークまちづくり委員会  
3) 6/6 総会議案・方法・懇親会内容検討⇒ (ロイヤルクラシックホテル  
にて総会・懇親会開催。講演会を HBP 泉氏に依頼他緊急事態宣言が発出  
した時は書面審査に切替等の手続確認)
- ② 令和4年5月27日 第2回役員会 於 商店会事務所  
1) 関連団体報告 (広場マネジメント法人準備委員会・幹事会・大阪市  
商連常任理事会報告・ミナミまち育てネットワーク総会)  
2) 南北通りリニューアル案件 街路灯についての議論 と決議  
3) 定時総会議案審議と総会。懇親会進行についての役割分担他
- ③ 令和4年6月24日 第3回役員会 於 商店会事務所  
1) 関連団体報告 (広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連 (大阪市  
商連) 常任理事会、総会・中央区商連常任理事会、総会・ミナミまち育  
てネットワーク街づくり委員会  
2) 中央区商連・浪速区商連での『インボイス制度説明会』の案内  
3) 2023 年代 14 回大阪あきないグランプリ推薦について  
4) 大阪賑わいキャンペーン【イベント・マル得商店街】の説明  
5) MAP 改訂について

- ④ 令和4年7月29日 第4回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
  - 2) あきないグランプリ推薦について 中央区⇒BRAVE ビル・焼肉ライク  
浪速区⇒APARTMENT HOTEL MIMARU・くそオヤジ最後のひとふりの推薦決定
  - 3) 南北部会（7/13 開催）報告⇒建築協定の最終案
  - 4) 東西部会（7/26 開催）報告⇒一方通行についての是非議論
- ⑤ 令和4年9月30日 第5回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商店会連盟・中央区商店会連合会・ミナミまち育てネットワークまちづくり委員会）
  - 2) 10/27 防災・消防訓練（中央・浪速両消防署）11/8 なんば広場工事開始による車両通行止め・なんさん南北通り車両規制開始について
  - 3) 11/10 ゆめまちロード開催予定 広場工事の起工式開催予定
- ⑥ 令和4年10月28日 第6回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
  - 2) 2022 夢まちロード大阪秋バージョン（11/10）の参加確認
  - 3) HBP との東西通りに関するコンサル料について
  - 4) 南北通りのインターロッキングデザイン・街路灯デザイン・街路灯位置図検討
- ⑦ 令和4年11月25日 第7回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・中央商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
  - 2) GOTO 商店街について再審査 復活について説明と実施についての審議検討
- ⑧ 令和4年12月23日 第8回役員会 於 けむりや&フラワー本店**
- 1) 関連団体報告（広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
  - 2) GOTO 商店街についての企画案審議
- ⑨ 令和5年1月27日 第9回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（法人設立準備委員会・広場マネジメント法人幹事会・浪速区商連常任理事会・ミナミまち育てネットまちづくり委員会）
  - 2) GOTO 商店街はイルミネーションだけに絞る総額約4,000千円以内 難波センタービル前 フォトコンテスト 1月25日から31日に絞って実施
  - 3) なんさん東西部会の開催について⇒3/9に開催 合意形成に向けて部会開催
- ⑩ 令和5年2月24日 第10回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（広場幹事会・浪速区商連・ミナミまち育てネット）
  - 2) なんさん南北通りの建築協定について最終確認
- ⑪ 令和5年3月25日 第11回役員会 於 商店会事務所**
- 1) 関連団体報告（広場幹事会報告・法人設立準備委員会・中央商連常任理事会報告・浪速区商連常任理事会報告・ミナミまち育てネットまちづくり委員会報告）
  - 2) なんさん東西部会についての報告と今後の進め方の審議

- 3) 定時総会の日程と総会の開催方法→日程 6月6日（火）午後4時～  
懇親会午後6時～ 場所 スイスホテル南海大阪

### **3 美化・清掃活動**

#### **・かたづけ隊活動**

原則として毎月第1火曜日の定期活動を実施。昨年は5月（ゆめまちロードに合流）、7月が雨天中止、10月（ミナミー斉大掃除【べっぴんプロジェクト】に合流）、11月（『ゆめまちロード』に合流実施。）で他毎月で8回実施。毎回同日午前10時より清掃活動を実施一回当たり平均10～12人の方が参加。大阪市建設局、中央区役所、大阪市環境局の職員、警察署も参加し、清掃活動以外にもはみ出し陳列・はみ出し看板の是正指導・放置自転車啓発も実施。総勢では約35～40人の参加

#### **・サイクル・サポーター活動(不法駐輪対策)**

各月共、南海難波駅周辺となんさん通り（南北・東西含）に於いて、月に1回～2回（14時～と18時～）基本的には当商店会の役員および会員のボランティアにて実施。

### **4 近隣商店会・行政との協働活動**

#### **(1) 美化・清掃・防犯活動**

##### **① ゆめまちロード OSAKA…5月18日（水）、11月10日（木）になんさん通り商店会主催に**

て実施。なんば地区の環境美化改善のため、これまで単独で行っていた取り組み（かたづ

け隊）を隣接商店街や企業と協働で行い、効果を最大限に発揮しようとする清掃活動です。

不法看板、放置自転車、ポイ捨て防止活動も加えて実施しています。参加団体は行政も含

み18団体です。参加者については毎回120名を超える方々に参加いただいております。

（役員・会員多数参加）

##### **② ミナミクリーンアッププロジェクト【ミナミべっぴんプロジェクト】…**

昨年は10月22日（土）に4年ぶりに実施。新型コロナ感染影響や荒天の為過去2年間中止となりました。過去、既に6回実施され『ミナミを美しく、安心して歩ける街にしよう』を目的に集まったミナミの商店会等の諸団体、ミナミで働く人がいる企業の事業所、大阪市や大阪府の行政機関、さらにはミナミを愛する企業約60社により総勢約500名以上の皆様がミナミまち育てネットの呼びかけで、毎年10月中旬～下旬の午前10時より一斉に清掃活動、不法放置自転車への啓発活動、たばこのポイ捨てへの啓発活動等に取り組んでいます。2019年は台風20号襲来により中止、2020年には大雨の為、2021年は新型コロナウイルス感染拡大によりやむなく中止となっていました。久しぶりの再開で力が入りました。

##### **③ ミナミ歓楽街環境浄化推進協議会 【ミナミ活性化協議会】**

なんさん通り商店会はミナミ歓楽街環境浄化推進協議会に参加しており、新型コロナウイルス感染症拡大以前には毎月1回南署において主として強引な客引きや放置自転車対策について関係する行政機関やミナミの他の商店会や自治会と共に意見交換や月1回、全員での啓発パレードに参加していました。昨年は12月に一度啓発パレードが行われました。

その上部組織である【ミナミ活性化協議会】は1月30日の午後2時より代表者会議と啓発イベントがロイヤルクラシックホテルで開催されました。大阪府知事・大阪市長・大阪府警察本部長・大阪商工会議所会頭・関西経団連会長とそしてミナミ歓楽街環境浄化推進協議会会長および発起人によりミナミの安全・安心そして活性化について議論され、宣言が採択されました。

#### ④ 難波千日前交番連絡協議会

道具屋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、河原連合振興町会が中心になって特に

通称【裏なんば地区】を中心とした地域における防犯・防災上の課題について交番とのコミュニケーションを図り犯罪や事件・事故を未然に防止していこうとする会議で、昨年は11月25日に開かれ12月20日に裏なんばを中心に放置自転車とはみだし看板・はにだし営業の啓発デモンストレーションを行った

### (2) 街づくり活動

#### ⑤ 《なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会（なんば周辺の町会・商店会・企業その他計26団体）》による『なんば駅周辺道路空間再編事業』

令和4年度は昨年（令和3年）11月中旬から12月初旬にかけて大阪市とタッグを組んで実施しました交通状況と利活用に関する社会実験において得られた様々なデータを分析すると共になんさん南北通りを含む、周辺道路の道路規制状況結果の分析を行いました。また11月中旬の広場の本格工事開始に向けて工事の詳細やスケジュールについての詳細と再度の広報および広場部分の仮オープン（令和5年11月予定）に伴い本完成（令和5年3月予定）迄を社会実験と位置付け本完成までの間に運営について様々な検証を行うこととしました。

そしてそれらを協議会の総会にて報告と決議を行いましたので本年は**通常総会（7/15）開催**＜道路基盤整備について＞・**臨時総会（9/30）開催**＜交通規制の再確認＞・**臨時総会（10/28）開催**＜工事スケジュールの詳細＞・**臨時総会（12/15）開催**＜社会実験期間の運営受託の件＞・**臨時総会（3/24）開催**＜大阪市と運営委託内容について（環境整備&利活用）の説明および決議＞と5回にわたって総会が開催され、協議会活動が活発に行われました。

#### ⑥ ミナミまち育てネットワーク

当商店会はまちづくり委員会に所属し毎月1回ミナミのまちづくりの為の研究や協議に参加 ミナミの賑わい創造への知識を深め、様々な情報を得ることができました

### (3) その他近隣商店会・団体等へのイベント協力・共同の取り組み

令和4年10月2日 浪速区民祭りへの協力（浪速名所めぐり人力車運

行 )

令和4年11月3日～令和5年3月13日「大阪光マッセ」イルミネーションへの協賛

**5、両区常任理事会・総会その他互礼会**

大阪市商店会総連盟 総会・常任理事会（浪速区商店会連盟として参加）  
会長・事務局

中央区商店会連合会 総会・常任理事会（3回出席） 会長・副会長

浪速区商店会連盟 総会・常任理事会（8回出席） 会長・事務局

みなみまち育てネット 総会・街づくり委員会（12回出席） 会長・副会長・  
事務局

**6、慶弔関係**

なし

**第2号議案 令和4年度決算報告 第4号議案 令和5年度予算案**

**令和4年度予実算並びに5年度予算表**

収入の部		4年度予算案	4年度実算	5年度予算案	備考
現金・預金	前年度繰越金(定期預金)	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
	前年度繰越金(普通預金)	14,947,648	14,947,648	18,796,340	
	前年度繰越金(現金)	127,109	127,109	42,117	
	預け金(保証金)	136,080	136,080	136,080	
	①現金預金合計	35,210,837	35,210,837	38,974,537	
会費	a.次年度会費前受金	768,000	777,000	1,842,000	
	b.会費	6,150,000	6,350,000	5,400,000	
	c.前年度未収会費回収分	36,000	0	36,000	
	②当年度会費計(a+b+c)	6,954,000	7,127,000	7,278,000	
	③本年度・繰越未収会費		36,000	0	
その他収入	受取利息(定期)	2,000	792	1,000	
	臨時会費	20,000	57,000	50,000	総会・互礼会会費
	寄付金	60,000	110,000	100,000	
	助成金	0	3,297,933		GOTO商店街助成
	広告収入	2,000,000	2,400,000	2,000,000	フラッグ掲載料
	雑収入	10,000	2,328	10,000	
	浪速区商連業務受託	420,000	420,000	420,000	浪速区商連事務局
	④その他収入計	2,512,000	6,288,053	2,581,000	
当年度純収入計 (②+④)	9,466,000	13,415,053	9,859,000		
当期収入合計 (①+b+c+④)	44,676,837	47,848,890	46,991,537		

支出の部	4年度予算	4年度実算	5年度予算	備考
<b>総会費</b>	<b>580,000</b>	<b>598,200</b>	<b>700,000</b>	
スイスホテル(会場費・宴会日)	580,000	598,200	700,000	
議案書印刷代		0		コピー対応
<b>事業費</b>	<b>3,300,000</b>	<b>5,517,937</b>	<b>4,250,000</b>	
設備補修(タイル・街路灯)	100,000	52,800	50,000	
会員新年互礼会・役員懇親会	100,000	48,000	100,000	
会議費(貸室・お茶)	20,000	18,800	20,000	
ホームページ管理料(プロパイダー含)	310,000	250,132	310,000	
街路灯電灯代	240,000	239,177	240,000	
保険代	30,000	26,400	30,000	
GOTO商店街事業	0	4,067,000	0	助成金3,290,000
特別事業(東西通り改修)	1,500,000	0	2,500,000	東西通りコンサル費
販売促進事業費(MAP更新)	1,000,000	815,628	1,000,000	
<b>事務局費</b>	<b>3,750,000</b>	<b>3,985,356</b>	<b>3,900,000</b>	
事務所家賃・共益費	930,000	904,752	900,000	
通信費	200,000	207,503	200,000	郵便・電話・ネット
人件費	2,300,000	2,531,000	2,500,000	交通費値上
事務用品費	320,000	342,101	300,000	
<b>会費</b>	<b>345,000</b>	<b>342,360</b>	<b>595,000</b>	
中央区商連合会会費	160,000	154,800	160,000	
浪速区商店連盟会費	140,000	142,560	140,000	
ミナミまち育てネットワーク会費	30,000	30,000	30,000	
大阪商工会議所会費	15,000	15,000	15,000	
広場管理設立準備委員会	0	0	250,000	5者委員会分担
<b>交際費</b>	<b>410,000</b>	<b>272,500</b>	<b>410,000</b>	
市商連・両区商連互礼会・総	100,000	105,000	100,000	市商連・中央・浪速区商連
他団体互礼会・総会懇親会	30,000	26,000	30,000	戎橋・河原・日本橋
地元関連寄付	30,000	25,000	30,000	八阪神社・河原連合
協賛金	170,000	66,000	170,000	日本橋・宝恵駕籠・光マッセ
景品・贈答	80,000	50,500	80,000	開店祝
<b>慶弔費</b>	<b>30,000</b>	<b>0</b>	<b>30,000</b>	
<b>雑費</b>	<b>50,000</b>	<b>0</b>	<b>20,000</b>	
<b>予備費</b>	<b>200,000</b>	<b>0</b>	<b>200,000</b>	
<b>支出計</b>	<b>8,665,000</b>	<b>10,716,353</b>	<b>10,105,000</b>	

次期繰越金	35,243,837	38,974,537	37,386,537	
定期預金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	
普通預金	15,057,757	18,796,340	17,200,457	
現金	50,000	42,117	50,000	
預け金	136,080	136,080	136,080	

## 会 計 監 査 報 告

- ① 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）についての帳簿類の監査は、令和5年5月1日に請求書、領収書、預金通帳による出入金の確認及び小口現金出納帳の記載と領収書の確認を行いました。その結果、上記期間の収入ならびに出金が適正に処理されていることを確認いたしました。
- ② 令和5年3月31日現在における現金円の残高を確認いたしました。

以 上

令和5年5月1日

会計監査 西口 政樹 印  
 同 入江 浩介 印

### 残 高 証 明 書

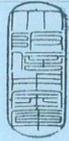
令和 5 年 4 月 3 日作成

なんさん通り商店会 様

令和 5 年 3 月末現在における貴殿（社）ご名義の  
下記勘定残高につき相違ないことを証明いたします。 (008-0101844) 1頁

合計金額 科 目	金 額	備 考
普通預金	18796340	(他券 0)
定期預金	20000000	(他券 0)
<small>全ての取引の残高を証明するものです。(住金支援機構・債務保証を除く)</small>		
		以下余白

大 阪 信 用 金 庫  
 難 波 支 店  
 大阪市中央区難波2-2-3  
 御堂筋グランドビル1階1-2号



### 第3号議案 令和5年度事業計画案

①引き続きなんさん通り商店街に直接的に大きな影響を及ぼすことが考えられる『なんば広場』の管理運営を行う為の法人設立準備委員会（なんば広場マネジメント法人設立準備委員会）に、積極的に参画・参加をさせていただきます。

（尚、法人の設立は、来年（令和6年（2024年））度末もしくは2年先（令和7年（2025年））度期初をめざしています。出資金が提示されましたらその時点で臨時総会を開き皆様の承認を頂いた後に払込をさせていただきます。）

②将来のなんさん通り商店街の方向性を議論しそれをしっかりと見据えて、永続的な発展やにぎわいを維持し、国際都市大阪の玄関口街路としての地位と評価を得、またその推進を図る為に、『なんさん通り商店街まちづくり協定』を大阪市との間に合意して本年度中に南北通りの運用を開始してゆきます。同時に東西通りの無電柱化・一方通行による歩道拡幅と改良に向け商店街東西部会並びに難波千日前・日本橋協議会への取り組みを強化し、今年度中の合意を目指して参ります。

③ 3～5年後の『なんば広場』からなんさん通りへのハード整備と共にソフト面での取り組みを強化してゆく為、商店会組織の充実を図る為、なんさん通り商店会の法人化案の策定にとりかかります。

④ ミナミ全体あるいは近隣で行うイベント等で地域全体として効果の上がる下記のような取り組みについては引き続き協賛参画してまいります。

(ア)	道具屋筋祭り	道具屋筋商店街振興組合
(イ)	ストリートフェスタ	日本橋筋商店街振興組合
(ウ)	宝恵箆行列	浪速区商店会連盟
(エ)	大阪光の饗宴 光マッセ	御堂筋イルミネーション
(オ)	ミナミー斉大掃除	ミナミまち育てネットワーク

⑤ 引き続き『かたづけ隊』『サイクルサポーター活動』等当商店会が実施している活動に加え、『歓楽街環境浄化推進協議会』『ミナミクリーンアップ合同キャンペーン』『ゆめまちロード OSAKA』『日本橋安全まちづくり委員会』などなんば地区、ミナミ地区、あるいは日本橋地区と一体となった活動を強化し、お客様からも店舗からも安全で安心なショッピングを楽しめる、なおかつ清潔で美しい街づくりを目指してゆきます。

### 第4号議案 令和4年度収支予算案について

○資料についてはP 8 収入の部、P9～10 の支出の部に予算案として記載しております。

以上

平成 27 年 5 月 12 日

なんさん通り商店会会則

第 1 条 (名称)

『なんさん通り商店会』と称し、設置場所を大阪市中央区難波千日前 5-19 河原センタービル 2F とする。

第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り 将来を見据えた街作り (防犯・防災・交通・美化等の環境改善) を推進すると共に、商店会の活性化を図ることを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成する為に次の活動、事業を行なうものとする。

- (イ) 会員相互の親睦を図る為の企画、実施
- (ロ) 商店街の環境改善に資する計画の研究、企画、実施
- (ハ) 商店会の資産の美化補修、リニューアル等の企画、実施
- (ニ) 活性化計画に関する近隣商店会や関係者間の協議、調整
- (ホ) その他活性化推進に必要な計画、実施

第 4 条 (会員)

本会の会員は「正会員」「特別会員」「賛助会員」とする。

正会員 中央区浪速区両区の難波より日本橋 3 丁目に至る道路 (以下本通りと言う) に面する地区に、店舗を営む事業主とする。地区とはなんさん通りに面した街区とする。

特別会員 本通りに面する地区で土地建物を正会員又は第三者に貸与しているもの。

賛助会員 本会の事業に賛同し協力する正会員・特別会員以外のもの。

第 5 条 (会員資格)

正会員・特別会員の入会については正会員・特別会員 2 名以上の推薦を以って、会長・副会長会で審議を行い、承認を得て入会することができる。賛助会員の入会については正会員・特別会員 1 名以上の推薦を以って、会長・副会長会 で審議を行い、承認を得て入会をすることができる。

但し正会員、特別会員は第 4 条に帰する条件から離脱せざるを得なくなった時は正会員

・特別会員の資格が消滅するが本人の意思により賛助会員として会員資格を継続できるも

のとする。また下記第 9 条の会員規定条項に反する行為があった時は役員会にて審議を行

い、退会勧告案を総会に提出し総会の過半数を持って退会決議を行ない会員資格を剥奪す

るものとする。

第 6 条 (会費)

(第 1 項) 会員は、以下に定めた会費を納入する義務を負う。

会費は毎年 4 月に当年度会費一年分を一括して先払いするものとする。

年度途中の入会については、年度末 (翌年 3 月)迄の会費を月割にて一括して支払うこととする。尚、会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

正会員・特別会員の会費については下記表の通り定めるものとする。

正会員

種別	本通りに面する長さ・営業ビル・営業延床の大きさ	月額会費
A	本通りに面する長さが 20m未満	¥10,000 以内
B	本通りに面する長さが 20m以上・もしくは店舗、事務所の営業面積の延床が 1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	¥15,000
C	店舗、事務所の営業面積の延床が 3,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満	¥30,000
D	店舗、事務所の営業面積の延床が 10,000 m <sup>2</sup> 以上 30,000 m <sup>2</sup> 未満	¥50,000
E	店舗、事務所の営業面積の延床 (30,000 m <sup>2</sup> 以上)	¥100,000 以上

特別会員

	所有する土地・ビルの延床面積	月額会費
F	土地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満又はビルの延床面積が 5,000 m <sup>2</sup> 未満	¥5,000
G	土地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上又はビルの延床面積が 5,000 m <sup>2</sup> 以上	¥10,000

※ A 会員の会費については会員の間口の長さや経営の規模等に応じ会長・副会長会にて決定する。

(第2項) 会員が既に納入した会費およびその他拠出金については原則返還しないものとする。

(第3項) 特定の事業、調査等、会の運営に必要な経費は役員会の承認を以って別途徴収することができる。

また、当会の運営上または特定の事業に必要な経費を一時負担金、または寄付金、行政等よりの補助金でまかなうことができる。

(第4項) 上記第6条1項の会費は役員会で審議の後、総会での議決を以って変更することができる。

(第5項) 賛助会員の会費は、役員会において決議する。

第7条 (会議及び役員会の構成と任務)

本会は「総会」・「役員会」・「会長・副会長会議」を置く

(第1項) 「総会」は正会員、特別会員で構成し、その議決権は一会員あたり一票とし、年一回定

時総会を毎年5月に開催する。但し、必要に応じ役員会の要請により会長が臨時総会を召集することができる。

総会は2分の1以上の出席者(委任状を含む)を持って成立し、議決は出席者(委任状を含む)の過半数により決定するものとする。また、賛否同数の場合は議長の決するところとする。

(第2項) 本会での役員は以下の役員を置くものとする。尚、役員任期は2カ年とし留任を妨げない。

会長	1名	会計	1名
副会長	4名以内	会計監査	2名
役員	9名以内	計	15名以内とする。

(第3項) 「役員会」は第2項の役員にて構成するものとし、役員1/2の出席を以って成立とし、

会務の執行等については、役員過半数を以って役員会の議決とする。

但し、当7条6項の特別委員会を置いた時は、その副委員長が役員会に出席し役員としての議決権を有するものとする。

(第4項) 「会長・副会長会」は会長・副会長の出席を以って構成するものとし、日常の会務の執行のうち商店会の経費支出が20万円未満の商店会事業、活性化プラン、慶弔支出、及び第8条で定める役員を選任を行なう。

(第5項) 「会長」は本会を代表し、会務を統括すると共に両区・大阪市等の商店会連合会等の会議等に出席し、当商店会事業に取り込む必要があるものは適宜「会長・副会長会」または「役員会」を召集開催し商店会として取り組みを実施してゆく。また役員会、特別委員会等で上がって来た会員の要望・意見等も活発に審議し商店会の取り組みとして実施してゆく。

「副会長」は会長を補佐し、会長が業務都合、事故ある時、の不在時はその職務を代行する。

「会計」は会計事務を掌握し、金銭出納については会長又は副会長の承認を得る。また毎月残高について適宜会長に報告する。

「会計監査」は会計の監査を司る。

また、商店会会務等の分担については「会長」の指示により各役員または各会員がこれに当たらなければならない。

(第6項) 会長は商店会事業を推進するにあたり会長補佐の為の特別委員会を設けることができる。

但し、特別委員会の長は会長が務め、副委員長・委員は役員会にて選任と任命を行なう。

また特別委員会の企画・立案・調査・研究等は必ず役員会の承認をもって実施されるものとする。

## 第8条 (役員選出)

(第1項) 「会長」の選出は、役員会において推薦された者を総会の承認を得て決定されるものとする。

役員任期は、同一役務については原則2年とし再任を妨げない。

(第2項) 役員選出は、正会員・特別会員の投票によって選出し、総会の承認を得て決定

されるものとする。また別途、会長、副会長の合議の上、役員を指名することができる。

投票方法及び役職者の選出については細則によって規定する。

また役員会では、上記の投票により選出された者が下記の要件を満たしているかを総会前に確認の上、候補者として総会に付議するものとする。

(イ) 反社会勢力との関わりがない者であること

(ロ) 会員資格2年以上であること

(ハ) 第9条の会員の遵守事項が守られていること

上記役員任期は原則2年とするが再任を妨げない。役職については副会長については会長が任命し、その他の役員については会長・副会長会により選任する。

(第3項) 相談役については会長経験者とし、会長職退任後に本人の意思を以って相談役に就任するものとし原則2年の任期とする。但し相談役としての役員議決権はなく定席は任意とする。

顧問については役員会にて推薦され総会にて承認を得られた人を会長が任命するものとする。顧問についても役員議決権はなく定席は3席以内とし任期は原則2年とするが、再任を妨げない。

(第4項) 役員任期途中での退任については、会長退任時は次回定時総会迄、8条第1項により選出し会長代行として会長職を遂行する。

副会長・執行役員についてはそれぞれ半数以内であれば次回定時総会迄、欠員とする。

会計退任時は副会長の中から兼務者を役員会で決定し、会計監査については執行役員の中から兼務者を役員会で決定し次回定時総会迄の間、それぞれの役務を行うものとする。

(第5項) 役員は正会員・特別会員の資格を喪失した場合は、役員資格も喪失するものとする。

#### 第9条 (会員の遵守条項)

(第1項) 商店会の各活動に積極的に参加・協力する事。

(第2項) 公序良俗に反する営業活動は一切おこなわず、コンプライアンス(法令遵守)の精神にて営業活動を行う事。

(第3項) 正当な事由がなく会費を一年以上滞納しない事。

(第4項) その他商店会会員の正当な営業活動を阻害するような行為や営業活動を行なわない事。

#### 第10条 (事務局)

(第1項) 本会の目的を円滑に推進するために、事務局を設置する。

(第2項) 事務局には、事務局長及び必要に応じ職員を置く。

(第3項) 事務局長及び職員は会長が任免する。

#### 第11条 (附則)

(第1項) 本会則に定めのない事項については、会長・副会長会または役員会で審議検討し条項の改正が必要な時は総会にはかり決定する。そうでない附則事項とされる場合は役員会で審議決定し総会で報告する。

(第2項) 当会の会員、その配偶者、両親に対し下記の通り慶弔見舞金を贈る。また叙勲の場合は受勲本人に対し、下記の通り祝金を贈るものとする。

尚、法人についてはその代表者を会員本人とみなす。

(イ) 弔慰金 会員本人、会員の配偶者・家族、会員の両親……10,000円

※弔慰金を贈る際には適宜、弔電を加える

(ロ) 災害見舞金 会員本人の店舗が半壊、半焼以上の場合 ……10,000円

(ハ) 入院見舞金 会員音韻が1か月以上入院加療の場合 ……10,000円

(ニ) 叙勲祝金 会員が叙勲を受けた場合 ……30,000円

尚、その他に必要と認められる場合は会長・副会長会において協議決定する。

平成27年5月12日  
臨時総会にて改正

## 役員選出について<細則>

### 1. 投票の方法

- 投票は正会員の一覧表の中から9名以内で○をつけて選び投票する。
- 投票用紙は無記名とするが投票用紙及び返信用封筒には番号を記載し管理する。
  - ・二重に投票することのないように
  - ・まだ投票していない方がわかるように
  - ・投票した内容のプライバシーを守る。
- 投票は封書による郵送・持参とする。

### 2. 選出の方法

- 多く○をつけられた順番に選出する。
- 旧役員により総会前の役員会において選出された役員が会則第8条第2項の要件を満たしているかを確認する。
- 辞退者が出た場合は順位9位以下のものに順次打診していく。
- 投票獲得数が同数により、9名を超える場合は11名まで選出するものとする。
- 11名を超える場合は、選出された者による互選とし11名を選出する。
- 役員選出数が5名未満となった場合は辞退者を除き再投票とします。
- 投票集計及び推薦者への打診は現役員が行う。

### 3. 会長の選出

- 選出された役員により役員会を開催し、会長を推薦し決定する。
- 会長、副会長、役員、会計、会計監査については選出された役員以外の会員からも推薦し指名することが出来る。
- 会長は4名以内で副会長を指名できる。ただし2名以上は選出された役員の中から選出するものとする。
- 会計1名 会計監査2名については、会長副会長の合議により選任する。選出された役員以外の指名が可能である。
- 会長副会長で合議の上、必要に応じて別途役員を2名まで指名することが出来る。
- 以上選出された役員は総計で9名～15名の範囲とする。

### 4. 役員会の開催

- 役員会の構成は会長・副会長・役員・会計・会計監査とし、これらの役職を行うものが役員会を構成する。

以上